

# ○山梨県テレホンクラブ等営業の規制に関する条例の一部を 改正する条例の施行に伴う留意事項について

平成14年2月22日  
〔通達（生企）第10号〕

山梨県テレホンクラブ等営業の規制に関する条例の一部を改正する条例（平成13年山梨県条例第55号）が、本年4月1日から施行されることとなった。

改正条例の施行に当たっては、下記のこと留意し、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、以下この通達において「現行条例」とは、改正前の山梨県テレホンクラブ等営業の規制に関する条例（平成8年山梨県条例第23号）をいう。

## 記

### 第1 識別情報を教示する営業の規制

#### 1 規制の背景

現行条例は、テレホンクラブ等営業の利用カードを販売する営業について規制しているが、最近、東京都内等において、テレホンクラブ等営業を利用するため必要な会員番号や暗証番号等の識別情報を口頭で教示する営業が出現するなど、新たに識別情報を教示する営業を規制する必要が生じた。このため、今回、「識別情報」を定義付けるとともに、公安委員会に対する営業の届出を義務付けるなど、識別情報を教示する営業を規制するための改正が行われたものである。

#### 2 営業の意義

改正条例では、識別情報を教示する営業について、第2条第5号で「利用カードの販売（対価を得て識別情報を教示する場合を含む。以下同じ。）をする営業」と規定している。ここで、「教示する」とは、教え示すことを言い、口頭による場合に限らず、音声、画像又は閲覧による場合も含むものである。

具体的な営業形態としては、

- (1) テレホンクラブ等営業者から委託された者が、店舗等において、客に面接して口頭で識別情報を教示するもの
- (2) テレホンクラブ等営業者が、その事務所に設置する電気通信設備により識別情報を教示するもの

等が考えられる。

### 3 営業の届出

識別情報を教示する営業を営もうとする者は、営業を開始しようとする日の10日前までに公安委員会へ届け出なければならないが、改正条例の施行の際現に識別情報を教示する営業を営んでいる者は、届出期日が平成14年4月30日までとされているので注意すること。

### 第2 指示（第10条関係）

#### 1 指示の趣旨等

指示の規定は、営業者の自主的な努力を促す手段として設けたものである。

「指示」は、比例原則に則って行うべきものであり、営業者に過大な負担を課すものであってはならない。また、指示の内容は、違反状態の解消のための措置、将来の違反の防止のための措置等を具体的に示すものでなければならない。

#### 2 「当該営業に関し」の意義

「当該営業に関し」とは、自己の管理又は従事する営業を営むに当たってという意味である。改正条例は、利用カード販売業者本人でなくその代理人、使用人その他の従業者（以下「代理人等」という。）が、「当該営業に関し」違法行為を行った場合にも利用カード販売業者に対して指示等をすることができるとしているが、これは利用カード販売業者の責任の下に利用カードの販売をする営業を適法に営むことを予定していることによるものである。したがって、代理人等が自己の目的のためその地位を濫用した場合であっても、その者がそのような行為をなし得るべき地位に置かれている以上、外形上利用カード販売業者の営業と異なるところがなく、「当該営業に関し」行為をしたものと認められる。

#### 3 「違反し」の意義

「違反し」とは、条例に違反する行為が行われたことをいい、送致、起訴、刑の言渡し等の判決等が既になされているか否かを問わない。

### 第3 留意事項

改正条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、現行条例の罰則が適用されるので注意すること。